

平成30年10月 2日

一般社団法人 日本建設業連合会関西支部 事務局長 様

近畿地方整備局  
企画部 技術調査課長

### 建設廃棄物に係る元請責任の徹底について（周知依頼）

先般、不動産流通業などを営む企業が元請けとなって実施していた工事において、建設廃棄物が不法投棄され、関係者（元請業者、下請業者）が書類送検される事件が発生しました。

上記の事件を担当した大阪府警察本部生活安全部生活環境課（以下、「大阪府警」という。）によると、「本事件は、元請業者から許可を持たない下請業者へ産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式が委託され、さらにこの下請業者から委託を受けた自営業者らが山中に投棄したもの」であり、「元請業者において違反に関与した役員等は、元請である自社が排出事業者であることの認識が薄く、実際に工事を行う下請業者が許可業者と契約すれば良いとの認識をしており、法に定める処理業者への委託が適正になされなかつたことが不法投棄の原因」とのことです。

上記事件の再発防止に鑑み、大阪府警から大阪府及び政令市に対し、関係する業者への指導強化を図ることや、関係業者が加盟する主な業団体に対して周知等の依頼が行われたところです。

併せて、当職に対しても、「建設副産物対策近畿地方連絡協議会」において、建設廃棄物の適正処理及びリサイクル等に係る普及啓発活動を長年にわたり取り組んでいるとの観点から、関係する業界への周知等を行ってほしい旨の依頼がありました。

つきましては、下記により貴団体の所属企業に対して、本事件の内容を周知するとともに注意喚起をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 本事件の内容の周知等について

下記資料（大阪府警提供）を周知のうえ、元請責任にかかる法令遵守について注意喚起をお願いします。

- ①事件概要
- ②関連新聞記事

##### 2. 参考

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における元請責任にかかる内容については、下記のサイトが参考になりますので、上記と併せて情報提供をお願いします。

大阪府ホームページ 平成22年改正廃棄物処理法（平成23年4月1日施行）

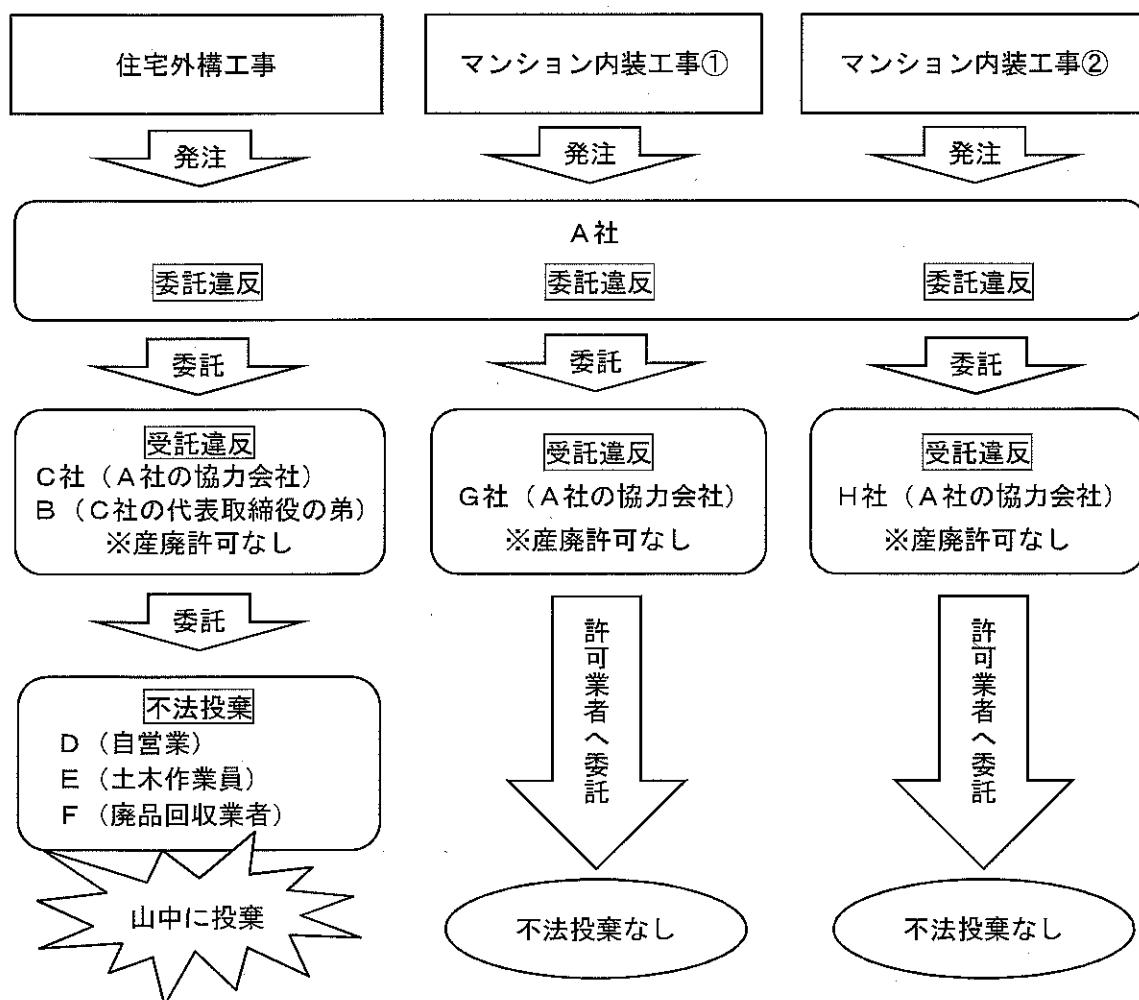
<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/houritu/h22kaiseihou.html>

以上



## 1. 事件の概要

- 不動産・建設・リフォーム事業を営むA社（東証第二部上場）が元請となつた住宅外構工事で発生した産業廃棄物が不法投棄された。
- Bは、Bの兄が代表取締役でA社の協力会社であるC社の名義を使用し、産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式をA社から受託した。A社は受託者が産業廃棄物処理業の許可を持っているかどうかを確認せず、結果的に許可を持たない業者に産業廃棄物の処理を委託した。
- Bは、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式を、プローカー経由でD（自営業）に委託した。
- Dは産業廃棄物の始末に困り、E（土木作業員）から「安く処分できる」と持ちかけられ、E及びF（廃品回収業者）に指示し、山の中に投棄した。
- また、A社は他の2件のマンション内装工事について、C社と同様の協力会社であるG社及びH社に、産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式を委託した。その際G社及びH社が産業廃棄物処理業の許可を持っていないにもかかわらず、許可の有無を確認しなかつた。



## 2. 被疑者の供述より

- ①A社（委託違反）：専務取締役、建装部部長、同部次長、同部課長 等
- ・下請け業者が、産業廃棄物の処理業者と契約しておれば大丈夫という認識だった。
  - ・4, 5年前に行政指導を受け、元請業者として許可業者に委託しまニフェストを交付するなどの通達を出したが周知徹底されていなかった。下請け業者が、収集運搬や処分の許可を持っている業者に委託すれば問題ないと、解釈を誤っていた。
  - ・協力業者に許可があるかどうか確認せず、無許可の業者に委託していた。今までこのように、工事請負の基本契約を交わしている協力業者に委託していた。
  - ・産業廃棄物の処理については、実際に工事を行う下請け業者がマニフェストを発行し、処分すれば良いという認識だった。登録されている協力業者に委託すれば、産廃の処理手続きはクリアされているものと思い、許可の有無は確認していなかった。
  - ・客から内装工事を受注した自社が元請業者となることは理解していたが、元請責任や自社が許可業者と契約しなければならないことまでは知らなかった。
- ②G社及びH社（受託違反）：支店主務、取締役
- ・A社から内装工事等の委託を受けた際、産業廃棄物の処理の許可を有していないなければならないことは知らなかった。自社で契約する産業廃棄物の処理業者に処理等をさせれば良いと思っていた。
  - ・自社は産業廃棄物処理の許可を持っていないので、産業廃棄物の収集運搬や処分を含めた内装工事一式を請けてはいけないことは知らなかった。
  - ・自社では産業廃棄物の収集運搬や処分業の許可のある業者と契約を結んでいたので大丈夫と思っていた。
  - ・A社から依頼された内装工事では、自社が契約する産業廃棄物処理業者へ廃棄物の処分をお願いしていた。A社からの指示どおりに業務を行ってきたが、それが違法になるとは認識不足だった。
- ③D、E、及びF（不法投棄）
- ・金がなくどのように処分しようか悩んでいたところ、安く処分できると持ちかけられ、処分させた。
  - ・いつも、金がない等と言うので、安く処分できるところを知っていると持ちかけると、どっか処分してきてと言われ、山の中の住宅等もあまりなく、車もあまり通っていない場所に、畳や生木を捨てた。
  - ・捨てててくれと指示され、2箇所から出た廃棄物を山の奥の方に捨てた。

平成 30 年 8 月 10 日 金 曜日

読売・朝日・産経

毎日・日経・その他

朝刊・夕刊

## リフォーム産廃処理違反

日住サービス書類送検

無許可業者委託容疑

リフオーム工事で出た産業廃棄物の処理を無許可業者に依頼したとして、大阪府警は10日、不動産仲介大手「日住サービス」（大阪市北区）の役員ら4人と法人としての同社を廃棄物処理法違反（委託違反）容疑で書類送検した。捜査関係者への取材でわかつた。

同社はリフオーム業界にも参入しており、年間10

00件以上の工事の多くで無許可業者への違法委託を繰り返していたといふ。捜査関係者によると、役員らは昨年12月、大阪府藤井寺市の住宅リフォーム工事で発生した廃材などを収集や運搬を、許可を得たない建築業者に委託した疑い。

機や処理などは、設備を備えた都道府県への許可業者に委託する」とが義務付けられている。日住サービスは無許可業者への委託について自治体から指導を受けたが、役員らは対策を怠っていた。

府警は今年4月、兵庫県川西市の道路脇に廃材約8tを不法投棄したとして、大阪市の解体業者らを

同法違反容疑で逮捕。その後の捜査で、廃材は藤寺寺市の現場から排出され、処理を違法委託された建築業者を通じて解体業者に渡っていたことがわかった。

民間信用調査会社による  
と、日住サービスは昨年12月期の売上高が86億円で、  
全国の不動産仲介で2位以内に入る大手。

的リフォームを促す施策を打ち出しており、矢野経済研究所(東京)によると、市場規模は2017年の6兆円から20年には13兆円に拡大すると予測される。

許可業者に処分を依頼する  
ケースがあるという。  
16年2月には弊社を無許  
可で焼却したとして、リフ  
ーム会社社長らが弊業物  
処理法違反容疑で兵庫県警

リフオーム工事で出した産業廃棄物の処理を無許可業者に依頼したとして、大阪府警は10日、不動産仲介大手「日住サービス」（大阪市北区）の役員ら数人と法人としての同社を廃棄物処理法違反（委託違反）容疑で書類送検した。捜査関係者への取材でわかつた。

同社はリフオーム業界にも参入しており、年間10

00件以上の工事の多くで無許可業者への違法委託を繰り返していたという。捜査関係者によると、役員らは昨年12月、大阪府藤井寺市の住宅リフォーム工事で発生した廃材などの収集や運搬を、許可を得たない建築業者に委託した疑い。  
同法では、環境汚染防止のため、廃棄物の運

機や処理などは、設備を備えた都道府県などの許可業者に委託する」とが議論に行けられている。日生ガービスは無許可業者への委託について自治体から指導を受けたが、役員らは対策を怠っていた。

府警は今年4月、兵庫県川西市の道路脇に廃材約810tを不法投棄したとして、大阪市の解体業者らを

同法違反容疑で逮捕。その後の捜査で、廃材は藤井寺市の現場から排出され、処理を違法委託された建築業者を通じて解体業者に渡っていたことがわかった。

民間信用調査会社による  
と、日住ナービスは昨年12月期の売上高が86億円で、  
全国の不動産仲介で2位以内に入る大手。  
大原修社長は7月下旬、  
読売新聞の取材に、「今は相  
も答えられない」と話した。

的リフォームを促す施設を打ち出しており、矢野経済研究所(東京)によると、市場規模は2017年の6兆円から20年には7・2兆円へ拡大すると予測されている。不動産仲介会社や家電量販店などの新規参入も相次ぎ、仙格競争が激しくなっているという。

リフォーム手がける大手阪市内の不動産会社などによると、改修費とは別に必要な廃棄物の処理費用を顧客からとらない業者が出てきたり、これらの業者が利益確保のため、安価な部

計画業者に処分を依頼する  
ケースがある。という。  
15年2月には廃材を無許  
可で焼却したとして、リフ  
オーム会社社長らが廃棄物  
処理法違反容疑で兵庫県警  
に逮捕される事件も起き  
た。

業者への相談業務を行つ  
「住宅リフォーム研究所」  
(横浜市)の石原孝司所長  
は「黒業種から参入する業  
者の増加などで、ずさん  
なごみの処理が行われる  
例が増えた。業界全体で  
意識向上を図るべきだ」と  
話す。

平成30年8月11日 土曜日

読売

朝日

産経

朝刊

夕刊

毎日 日経 その他

サンケイ

# 廃材処理違反 4年前指摘

リフオーム工事

大阪市、日住サービスに

不動産仲介大手「日住サービス」（大阪市北区）がリフォーム工事で出た廃材の処理を無許可業者に委託したとされる事件で、同社が4年前に大阪市の立ち入り検査を受け、同様の違反を指摘されていたことが、

大阪府警への取材でわかった。改善しなかつた理由について、廃棄物処理法違反の処理を無許可業者に委託したとされる事件で、同社が4年前に大阪市の立ち入り検査を受け、同様の違反を指摘されていたことが、

大阪府警への取材でわかった。改善しなかつた理由について、廃棄物処理法違反の処理を無許可業者に委託したとされる事件で、同社が4年前に大阪市の立ち入り検査を受け、同様の違反を指摘されていたことが、

大阪府警への取材でわかった。改善しなかつた理由について、廃棄物処理法違反の処理を無許可業者に委託したとされる事件で、同社が4年前に大阪市の立ち入り検査を受け、同様の違反を指摘されていたことが、

大阪府警への取材でわかった。改善しなかつた理由について、廃棄物処理法違反の処理を無許可業者に委託したとされる事件で、同社が4年前に大阪市の立ち入り検査を受け、同様の違反を指摘されていたことが、

疑い。

日住サービスは年約60

00件のリフオーム工事

を受注。顧客から仕事を受

注後、同じ業者に工事と廃

棄物処理の両方を一括発

注しており、府警は、他に

も廃棄物処理業の許可を

持たない業者が多数含まれ

ていたとみている。同社

は10日、読売新聞の取材

に「法律を正確に理解し

ていなかつた」とコメント

した。

府警は、同社がり無許可

業者に再委託しており、高

規市の業者の依頼先は無許

可、パナソニッククリーニング

近畿など2業者の場合は許

可業者だつた。府警は、3

業者が無許可で受注した時

点で違法と判断した。

で廃材処理を請け負つたと

して、大阪府高槻市の建築

業者やパナソニックの子会

社「パナソニッククリーニ

ング」（大阪市此花区）な

ど計3業者も同法違反容疑

で書類送検した。

3業者は廃材処理を別の

業者に再委託しており、高

規市の業者の依頼先は無許

可、パナソニッククリーニング

近畿など2業者の場合は許

可業者だつた。府警は、3

業者が無許可で受注した時

点で違法と判断した。

## 無許可業者に産廃委託

日住サービス 容疑で書類送検

に計約480万円で委託したとしている。

府警によると、専務は「違法ではない」と思っているが、日住サービスは

また府警は10日、同社から無許可で処理を請け負つた同法違反容疑で、住宅関連会社「パナソニッククリーニング近畿」（大阪市此花区）なども書類送検した。

リフォーム工事で出た産業廃棄物の処理を無許可業者に委託したとして、大阪府警生活環境課は10日、廢

同府豊中市にら5人と、法人としての同社を書類送検した。

専務の書類送検容疑は昨年9月（今年2月、大阪府反対）容疑で、不動産仲介大手「日住サービス」（大阪市北区）の専務の男（62）は、

リム工事で出た産廃の運搬

内と神戸市内の住宅リフオーム工事で出た産廃の運搬

していいたみている。同社は「法律の理解が不十分だった。再発防止を徹底する」としている。

